

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成26年9月30日

熊本市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

熊本市の農業は、担い手の減少や高齢化の進行、農産物価格の低迷や米の生産調整、市街化の進展に伴う優良農地の減少など引き続き厳しい環境にあるものの、温暖な気候に恵まれ、北西部の中山間地帯、西・南部の水田地帯、北・東部の畑地帯等変化に富んだ地域において、野菜、水稻、果樹、花き、畜産等地域の特性を活かして、活発な生産活動が営まれており、特にナス、スイカ、みかん、メロンは全国でも有数の産地を形成している。

また、農地が中心市街地を取り囲む形で、農業生産の現場と都市圏人口百万人を擁する大消費地とが隣接しており、消費地（食）と生産地（農）の距離が極めて近く、全国のなかでも恵まれた条件を有している。

このような条件を活かし、国の「食料・農業・農村基本計画」を基本に、熊本、富合、城南、植木各農業振興地域整備計画等本市独自の視点も入れながら、足腰の強い農業経営の育成をはじめ、生産・流通基盤の充実、農業に対する市民の理解促進や地産地消の推進、農業の多面的機能の十分な発揮など新しい時代に対応した農業の振興を通じて消費者に安全・安心な農産物を安定的に供給し、本市農業の発展を図る。

### 1 熊本市の農業構造

施設園芸、果樹、畜産においては、専業化、機械化、施設の高度化が進み、ある程度担い手が確保されているが、土地利用型作物や露地野菜においては、都市化の進展とともに兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、一層の兼業の深化と高齢化による担い手不足が深刻になってきている。この背景には農地の資産的価値が重視され、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が進展しなかったことがある。しかし、兼業農家の高齢化の進行、機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化が現実味を帯びてきている。

施設園芸、果樹、畜産においても農畜産物の価格低迷による厳しい経営を余儀なくされており、規模拡大や農地の集団化、新技術の導入等によるコスト低下が求められている。

また、直売所を中心に地産地消、都市農村交流が拡がりを見せており、高齢農家や兼業農家による多品種少量生産の存在も小さくない。

### 2 目指すべき方向

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する次の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担

う農業構造を確立していくことを目指す。

#### ①年間農業所得

・熊本・富合・城南地区

○家族経営（1経営体あたり概ね750万円以上、主たる従事者1人当たり375万円程度）

○法人経営（剰余金、労働報酬及び役員報酬等の額が、概ね1,500万円以上）

・植木地区

○家族経営（1経営体あたり概ね715万円以上、主たる従事者1人当たり358万円程度）

○法人経営（剰余金、労働報酬及び役員報酬等の額が、概ね1,500万円以上）

○協業経営（主たる従事者の年間農業所得概ね358万円）

#### ②年間労働時間

・熊本市全地域（従事者1人あたり2,000時間程度）

### 3 具体的推進方策

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、県央広域本部農林部農業普及・振興課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、熊本、富合、城南、植木各担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行う。また、経営改善計画の目標達成に向け、専門家の助言・指導を行う。次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コストと高品質生産との調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働負荷の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題など適切な対処を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県央広域本部農林部農業普及・振興課や農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全体的に展開し集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進していく。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にし、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進するとともに、連携を密にして農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県央広域本部農林部農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けとなっており同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけも持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、共同申請による拡大を図るとともに、家族経営協定の普及を進め、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び担い手協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担の明確化を目指していく。さらに、地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう専業農家のみならず、兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経

営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めながら制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

#### 4 認定農業者育成及び集落営農育成におけるフォローアップ

本市は、担い手協議会の指導のもと、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産組織や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を関係機関の協力を得ながら行っていく。さらに、農業経営の法人化に当たっては、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、専門家派遣による課題や問題点解決などの指導・助言を行う。また、農業法人に対しては先進事例研修会や、労務管理などの課題解決に向けた研修会、さらには6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みを支援する。

#### 5 地域営農組織の育成

組織化が遅れている地域については、農業協同組合、農業委員会、県央広域本部農林部農業普及・振興課等と連携して座談会を開催するなど、地域の合意形成を基本に、農作業受託組織なども包含して、地域営農組織の育成を推進する。また、既存の地域営農組織については、リーダー研修会やスペシャリスト派遣などにより、経営感覚に優れた経営者を育成するとともに、農地の面的利用や農業機械の整理・合理化を行い、生産コストの削減を図る。さらに、農作業受託による経営規模拡大や、露地野菜、農産加工などの新たな部門導入による経営の多角化を支援し、組織の経営力強化を図るとともに、熟度の高い組織を対象に、地域の実態に応じた法人化を推進する。

#### 6 新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

本市の平成25年度の新規就農者は40人であり、過去4年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるナス、スイカ、みかん等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要がある。

##### (2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営

を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標390人を踏まえ、本市においては年間50人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で10法人増加させる。

#### イ 新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市の他産業従事者の優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業経営で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の2/3程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県央広域本部農林部農業普及・振興課やJA熊本市、JA熊本うき、JA鹿本等と連携して重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### (4) 地域ごとに推進する取組

#### ア 東区

当地区は、酪農、肉用牛等の畜産、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業、施設野菜が主な基幹作物となっており、今後においても、関係機関と連携して新規就農施策を重点的に推進する地区である。

新規就農者については、JA等の関係機関と連携し、栽培技術の取得や販路の確保、農業経営等についての支援を行う。併せて、東区内の若手農業者で組織されているグループなどが行う農業者後継者相互の交流や情報交換、当グループが実施する研修会及び都市近郊のメリットを活かした農産物直売会等への参加を促すことにより、一定の所得が確保でき、安定的な経営が行えるよう支援する。

#### イ 西区

当地区は、全国に誇るみかんとナス、トマト等の施設野菜が基幹作物となっており、農業後継者や新規就農者が多い地区である。今後においても、新規就農施策を重点的に推進する地区とし、区役所に配置している就農、営農相談員による就農相談や支援制度の情報提供を行い新規就農予定者への就農支援を行う。

栽培技術の習得については、J Aの各種生産部会等と連携し、現地検討会や研修会による技術向上等を支援する。

また、就農定着後は、米、施設野菜については、土地基盤整備による農地の集積・集約化や各種施策を活用した安定生産、かんきつ類については、J Aの高度選果施設での共選、共販のシステム及び販売戦略を活用するなどにより販路の確保や各種施策を活用することで、安定的、継続的な経営が行われるよう支援する。

#### ウ 南区

当地区は、全国屈指の生産量を誇るナスやトマトの施設野菜、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業が主な基幹作物となっており、農業後継者や新規就農者が多い地区である。今後においても新規就農施策を重点取組に位置づけ、関係機関と連携して新規就農予定者への就農支援や情報提供を行う。

栽培技術の習得については、J Aの各生産者部会等と連携し、栽培講習会や現地検討会への参加を促し技術の向上を図る。また、販路の確保については、J Aの広域選果施設を活用した安心安全な農産物の共選、共販による安定販売及び、農産物直売所等への販路拡大への支援を行うとともに、安定的な農業経営への支援を図る。

#### エ 北区

当地区は、日本有数のすいかの産地で、その他にもメロン、ハウスみかん等の施設園芸が盛んな地区で農業後継者や新規就農者が多い地区である。そのため、新規就農施策を重点的に推進する地区とし、区役所に配置している就農、営農相談員による就農相談や支援制度の情報提供を行い新規就農予定者への就農支援を行う。

また、当地区では、農家と消費者を繋げ、魅力的な農業、商業、観光の活性化を図るため、若手農業者による朝市が定期的実施されており、これらの組織との連携により6次産業化、農商工連携のスキルの向上を図る。さらに、J Aの各種生産部会による現地検討会・研修会への参加を促し、地域農業者との交流や栽培技術の習得を促進する。販路については、J Aの高性能出荷施設を活用した共選、共販による信頼性の高い農産物の安定的な販売及び、農産物直売所等、新たな販売戦略への支援を行うことにより、次代の担い手の育成、確保を図る。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営基盤の強化の促進に関する目標を実現するため、主な営農類型について、効率的かつ安定的な農業経営の指標を次のとおり定める。

指標の策定にあたっては、次の事項を前提とします。

【熊本地区】 【富合地区】 【城南地区】 ※目標年次 平成32年

## 1 家族経営

- (1) 目標農業所得 1 経営体当たり 概ね750万円以上  
・主たる従事者1人当たり 375万円程度
- (2) 労働時間 従事者1人当たり年間2,000時間程度
- (3) 自家労働 経営者を含めて従事者2人～3人

## 2 法人経営

- (1) 目標農業所得 1 法人当たり 概ね1,500万円以上
- (2) 労働時間 従事者1人当たり年間2,000時間程度
- (3) 雇用労働力 雇用労働力の導入



〔家族経営〕

営農 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事者の 態 様 等
水稻+麦+大豆	<作付面積> 水 稲 1000a 麦 1600a 大 豆 600a <経営面積> 1600a <労働時間> 4,140 時間 <所得> 826 万円	田植機(5条) 自脱型コンバイン(3条) 大豆コンバイン 麦・大豆播種機 乗用管理ビークル プームスプレヤー 機械化一貫体系による大規模 経営 ・良食味品種の導入 ・効率的な機械化体系 ・ほ場の乾田化と農地集積 ・耕畜連携による土づくり	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水稻 +タバコ	<作付面積> 水 稲 80a タバコ 190a <経営面積> 270a <労働時間> 2,993 時間 <所得> 698 万円	田植機(5条) 自脱型コンバイン(3条) 高架型作業機 乾燥施設(共同) ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同乾燥施設(タバコ)利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

<p>うんしゅうみかん 専業</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 極 早 生 100a 早 生 135a 普 通 150a &lt;経営面積&gt; 385a &lt;労働時間&gt; 6,653 時間 &lt;所得&gt; 726 万円</p>	<p>マルチ資材 スピードスプレーまたはスプリンクラー 園内道路 作業機 灌水施設 ・マルチ被覆栽培の実施 ・SS防除、小型作業機による 作業の省力化 ・優良品種の導入 ・極早生から普通（貯蔵）まで 組み合わせた収益期間（出荷期 間）の拡大</p>	<p>・複式簿記記 帳の実施によ り経営と家計 の分離を図る ・青色申告の 実施</p>	<p>・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・春秋の農繁期 における臨時雇 用従事者の確保</p>
<p>うんしゅうみかん +不知火</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 極 早 生 60a 早 生 100a 普 通 90a 不 知 火 60a &lt;経営面積&gt; 310a &lt;労働時間&gt; 5,445 時間 &lt;所得&gt; 695 万円</p>	<p>マルチ資材 スピードスプレーまたはスプリンクラー 動力噴霧機 トラック 園内道路 園内作業道 ・マルチ被覆栽培の実施 ・SSまたはスプリンクラー防除、小 型作業機による作業の省力化 ・無加温栽培、露地栽培の組合 せ ・極早生から不知火まで組み合 わせた収益期間（出荷期間）の 拡大</p>	<p>・複式簿記記 帳の実施によ り経営と家計 の分離を図る ・青色申告の 実施</p>	<p>・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・社会保険等の 加入 ・施設園芸に係 る軽作業につい て、パート雇用 従事者を確保</p>

<p>うんしゅうみかん +落葉果樹</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 極早生 85a 早生 140a 普通 120a 落葉果樹 (いずれか 1品目) ・ウメ 50a ・ナシ 50a  &lt;経営面積&gt; 395a &lt;労働時間&gt; 5,956時間 &lt;所得&gt; 649万円</p>	<p>スピードスプレーまたはスプリンクラー 動力噴霧機 トラック 防風樹(網) 棚施設 ・マルチ被覆栽培の実施 ・SSまたはスプリンクラー防除、小型作業機による作業の省力化 ・園地条件に応じた落葉果樹の導入 ・落葉果樹とうんしゅうみかんの組み合わせによる収益期間(出荷期間)の拡大</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>水稲 +ブドウ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲 130a ブドウ 150a &lt;経営面積&gt; 280a &lt;労働時間&gt; 4,080時間 &lt;所得&gt; 677万円</p>	<p>スピードスプレイヤー ハンマーナイフモア 灌水施設 トンネルハウス SS導入による省力化 施設化による品質向上 高品質栽培に向けた栽培管理の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>

冬春なす	<p>&lt;作付面積&gt; 冬春なす 55a 水稻 100a &lt;経営面積&gt; 155a &lt;労働時間&gt; 8,035 時間 &lt;所得&gt; 944 万円</p>	<p>鉄骨連棟ハウス 自動開閉装置 灌水装置 暖房機 二重カーテン 循環扇 細霧冷房 雇用労力活用による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・土壌病害対策(土づくりの推進など) ・減農薬栽培(耕種的防除、天敵利用など)</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
冬春トマト	<p>&lt;作付面積&gt; 水稻 100a 冬春トマト 35a &lt;経営面積&gt; 135a &lt;労働時間&gt; 4,539 時間 &lt;所得&gt; 791 万円</p>	<p>鋼管連棟ハウス 自動開閉装置 灌水装置 暖房機 二重カーテン 防虫ネット 循環扇 雇用労力活用による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・トマト黄化葉巻病対策の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>

<p>秋冬メロン (アンデス) + 春メロン (クインシー)</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 秋冬 メロン 90a ハウス メロン 90a &lt;経営面積&gt; 180a &lt;労働時間&gt; 4,882 時間 &lt;所得&gt; 816 万円</p>	<p>鋼管連棟ハウス 自動開閉装置 灌水装置 暖房機 二重カーテン 紫外線カットフィルム (育苗) 防虫ネット 作型適正化による高品質生産 ・作型の適正化 ・メロン耐緑黄化病対策 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>周年アールスメロン</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 春アールスメロン 110a 秋アールスメロン 110a &lt;経営面積&gt; 220a &lt;労働時間&gt; 5,214 時間 &lt;所得&gt; 618 万円</p>	<p>鋼管連棟ハウス 自動開閉装置 灌水装置 暖房機 二重カーテン 紫外線カットフィルム (育苗) 防虫ネット 作型適正化による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化 ・メロン耐緑黄化病対策 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>

<p>春夏すいか +秋冬メロン (アールス)</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 春夏すいか 120a 秋冬メロン 70a &lt;経営面積&gt; 190a &lt;労働時間&gt; 5, 283 時間 &lt;所得&gt; 659 万円</p>	<p>鋼管連棟ハウス 自動開閉装置 灌水装置 暖房機 二重カーテン 紫外線カットフィルム (育苗) 防虫ネット 作型適正化による高品質生産 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化 ・メロン退緑黄化病対策 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>秋冬メロン (アンデス) +春夏かぶり</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 秋冬メロン 110a 春夏かぶり 60a &lt;経営面積&gt; 170a &lt;労働時間&gt; 4, 161 時間 &lt;所得&gt; 675 万円</p>	<p>鋼管連棟ハウス 自動開閉装置 灌水装置 暖房機 二重カーテン 紫外線カットフィルム (育苗) 防虫ネット 作型適正化による高品質生産 ・作型の適正化 ・メロン退緑黄化病対策 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>

<p>水稻 +冬春きゅうり +夏秋きゅうり</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稻 90a 冬春きゅうり 30a 夏秋きゅうり 30a &lt;経営面積&gt; 150a &lt;労働時間&gt; 5,180 時間 &lt;所得&gt; 845 万円</p>	<p>自動開閉装置、無人防除機、自動灌水装置 ・散水装置の設置による収量及び品質の向上 ・自動開閉装置や無人防除機等の導入による省力化 ・病虫害予防・防除による草勢維持の確保</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>水稻 +秋冬トマト +春メロン</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稻 90a 秋冬トマト 30a 春メロン 40a &lt;経営面積&gt; 120a &lt;労働時間&gt; 6,020 時間 &lt;所得&gt; 709 万円</p>	<p>連棟ハウス及び耐鋼製ハウス等自動開閉装置 無人防除機 自動灌水装置 ・土壌水分の適正管理ができる施設の整備（強制暗梁、隔離ベッド等） ・作業の共同化、生産の組織化 輪作体系の導入</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>

<p>水稲 +イチゴ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲 40a イチゴ 40a &lt;経営面積&gt; 80a &lt;労働時間&gt; 6,476 時間 &lt;所得&gt; 828 万円</p>	<p>自動開閉装置 鋼管連棟ハウス 高設栽培システム 灌水装置、電照施設 ・雨よけ育苗ハウス ・高設栽培の導入による農作業の軽減 ・自動開閉装置の導入により省力化 ・土作りで高品質生産</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>キク(電照)</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 年末電照 35a 二度切り 35a 1~2月電照 25a 夏ギク 25a &lt;経営面積&gt; 85a &lt;労働時間&gt; 8,249 時間 &lt;所得&gt; 704 万円</p>	<p>冷蔵庫 電照施設 シェード施設 養液土耕装置 連棟・単棟ハウス 選花機 ・育苗作業の一部外部化 ・施設の利用率向上と周年生産の推進 ・養液土耕栽培による省力化及び高品質生産 ・省力品種(芽なしギクなど)の導入による省力化 ・省力防除技術の導入(防虫ネット、循環扇等) ・優良品種の選定導入</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>



バラ	<p>&lt;作付面積&gt; バラ 35a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 35a</p> <p>&lt;労働時間&gt; 6,702 時間</p> <p>&lt;所得&gt; 812 万円</p>	<p>冷蔵庫 暖房機</p> <p>連棟・単棟ハウス 養液土耕装置</p> <p>選花機 ・バケツト流通の導入推進、高 鮮度花き供給推進 ・養液土耕栽培による省力化及 び高品質生産 ・優良品種への更新（少量多品 種化）</p>	<p>・複式簿記記 帳の実施によ り経営と家計 の分離を図る ・青色申告の 実施</p>	<p>・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制の導入 ・社会保険等の 加入 ・施設園芸に係 る軽作業につ いて、パート雇 用従事者を確 保</p>
カーネーション	<p>&lt;作付面積&gt; 45a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 45a</p> <p>&lt;労働時間&gt; 10,210 時 間&lt;所得&gt; 835 万円</p>	<p>冷蔵庫 暖房機</p> <p>連棟・単棟ハウス 養液土耕装置</p> <p>外部委託活用による省力生産 （育苗作業の外部化） ・省力防除技術の導入（防虫ネ ット、循環扇等） ・養液土耕栽培による省力化及 び高品質生産</p>	<p>・複式簿記記 帳の実施によ り経営と家計 の分離を図る ・青色申告の 実施</p>	<p>・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制の導入 ・社会保険等の 加入 ・施設園芸に係 る軽作業につ いて、パート雇 用従事者を確 保</p>
トルコギキョウ	<p>&lt;作付面積&gt; 50a</p> <p>&lt;経営面積&gt; 50a</p> <p>&lt;労働時間&gt; 8,935 時間</p> <p>&lt;所得&gt; 1,000 万円</p>	<p>冷蔵庫 暖房機</p> <p>連棟・単棟ハウス 養液土耕装置</p> <p>外部委託活用による省力生産 （育苗作業の外部化） ・省力防除技術の導入（防虫ネ ット、循環扇等） ・養液土耕栽培による省力化及 び高品質生産</p>	<p>・複式簿記記 帳の実施によ り経営と家計 の分離を図る ・青色申告の 実施</p>	<p>・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休日 制の導入 ・社会保険等の 加入 ・施設園芸に係 る軽作業につ いて、パート雇 用従事者を確 保</p>

<p>水稲 +カスミソウ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲 100a カミソウ 40a &lt;経営面積&gt; 140a &lt;労働時間&gt; 7,660 時間 &lt;所得&gt; 796 万円</p>	<p>連棟ハウス 管理機 動力噴霧器 ・土づくりと技術向上による高品質生産 ・経営に適した優良品種の選定導入 ・養液土耕栽培による高品質生産と省力化</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・施設園芸に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保</p>
<p>酪農 (ヘルパー型)</p>	<p>&lt;飼育頭数&gt; 経産牛 50 頭 育成牛 20 頭 飼 料 600a &lt;経営面積&gt; 600a &lt;労働時間&gt; 4,945 時間 &lt;所得&gt; 662 万円</p>	<p>運動場 堆肥舎 バンクリーナー コーンハーベスター モアーコンディショニング ロールベイラー ・牛群検定による固体管理ET(受精卵移植)による牛群改良 ・環境保全対策の強化ならびに、土地および処理施設に見合った飼養規模の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定に基づく休日制と給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用の確保</p>

<p>肉用牛 (肥育)</p>	<p>&lt;飼育頭数&gt; 肉用牛 150 頭 飼料 400a 稲わら 1000a &lt;経営面積&gt; 1400a &lt;労働時間&gt; 2,952 時間 &lt;所得&gt; 634 万円</p>	<p>群飼畜舎 堆肥舎 飼料生産機械一式 ・混合飼料 (TMR) 利用 ・糞尿処理における耕種農家との連携 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 ・環境保全対策の強化ならびに、土地および家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定に基づく休日制と給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用の確保</p>
<p>肉用牛 (繁殖)</p>	<p>&lt;飼育頭数&gt; 肉用牛 60 頭 飼料 1300a (冬作 1000a 飼料用稲 300a) 稲わら 700a &lt;経営面積&gt; 2000a &lt;労働時間&gt; 3,132 時間 &lt;所得&gt; 682 万円</p>	<p>群飼畜舎 堆肥舎 飼料生産機械一式 ・産肉性向上のための計画的交配 ・糞尿処理における耕種農家との連携 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 ・環境保全対策の強化ならびに、土地および家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定に基づく休日制と給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・臨時雇用の確保</p>

<p>養鶏</p>	<p>&lt;飼育頭数&gt; 採卵鶏 50,000羽</p> <p>&lt;労働時間&gt; 7,110時間</p> <p>&lt;所得&gt; 666万円</p>	<p>鶏舎 堆肥舎 自動給餌機 動力噴霧器</p> <p>・衛生管理の向上等による製品のブランド化</p> <p>・発酵糞の有効活用</p> <p>・常雇用における定休日確保</p> <p>・環境保全対策の強化ならびに、土地および家畜排せつ物処理施設に見合った飼養規模の徹底</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定に基づく休日制と給料制の導入</p> <p>・社会保険等の加入</p> <p>・臨時雇用の確保</p>
-----------	---	---	---	---

[法人経営]

営農 類型	経営 規模	生産 方式	経営管理の 方法	農業従事者の 態様等
水稲+麦+大豆	<作付面積> 水稲 1500a 麦 2500a 大豆 1000a <経営面積> 5000a <労働時間> 6,700 時間 <所得> 1,350 万円	共乾施設、育苗施設、 乗用田植機、汎用コンバイン、 施肥播種機、管理機 ・水稲、麦、大豆の作期拡大に 資する良質安定多収品種の導入 ・水稲移植+湛水直播による労働 負担の軽減 ・病虫害発生予察に基づく適期防 除 ・パイプライン灌漑におけるオー トイリゲーターの利用	・経営管理の合理化を図るた めのパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自 己資本の充実	・労働環境の快適化のための農 作業環境の改善整備 ・農繁期における臨時雇用の確 保
酪農	<飼育頭数> 経産牛 100 頭 育成牛 40 頭 飼料 1200a <経営面積> 1200a <労働時間> 7,060 時間 <所得> 1,324 万円	運動場 堆肥舎 バンククリーナー コーンハーベスター モアコンディション ロールベイラー ・牛群検定による固体管理 E T (受精卵移植) による牛群改良 ・環境保全対策の強化なら びに、土地および処理施設に見 合った飼養規模の徹底	・経営管理の合理化を図るた めのパソコンの導入 ・経営の体質強化のための自 己資本の充実	・労働環境の快適化のための農 作業環境の改善整備 ・農繁期における臨時雇用の確 保

【植木地区】 ※目標年次 平成32年

1 家族経営

- (1) 目標農業所得 1 経営体あたり概ね715万円以上  
・主たる従事者一人当たり358万円程度
- (2) 目標労働時間 従事者一人当たり年間2,000時間程度
- (3) 自家労働 1 経営当たり経営者を含めて従事者2～3名
- (4) 雇用労働力 雇用労働力、農作業の外部委託を積極的に導入

2 法人経営

- (1) 目標農業所得 1 法人あたり概ね1,500万円以上
- (2) 目標労働時間 従事者一人当たり年間2,000時間程度
- (3) 雇用労働力 雇用労働力の導入

3 協業経営

○協業経営のうち土地利用型（米+麦+大豆）経営

- (1) 目標農業所得 概ね1,000万円程度  
・主たる従事者1人当たり358万円程度
- (2) 雇用労働力 5,000時間程度

[家族経営]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
春夏 スイカ ＋ 秋冬 メロン	〈作付面積等〉 スイカ 120a メロン 60a  〈経営面積〉 180a 〈労働時間〉 4,100時間 〈所得〉 617万円	・耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化による大玉生産、小玉生産 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン 循環扇 防虫ネット	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏 スイカ ＋ 夏秋 なす	〈作付面積等〉 スイカ 80a なす 40a  〈経営面積〉 120a 〈労働時間〉 5,600時間 〈所得〉 604万円	・耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化による大玉生産、小玉生産 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン 防風ネット  循環扇	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保

<p>春 夏 スイカ + 夏 秋 キュリ</p>	<p>〈作付面積等〉 スイカ 100a キュリ 40a  〈経営面積〉 140a  〈労働時間〉 5,500 時間  〈所得〉 574万円</p>	<p>・耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化による大玉生産、小玉生産 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン  循環扇 防虫ネット</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>春 夏 スイカ + 秋 冬 スイカ + 秋 冬 メロン</p>	<p>春夏スイカ100a 秋冬スイカ 40a メロン 30a  〈経営面積〉 170a  〈労働時間〉 3,900 時間  〈所得〉 600万円</p>	<p>・耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化による大玉生産、小玉生産 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン  循環扇 防虫ネット</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>春 夏 スイカ + レイシ</p>	<p>スイカ 110a レイシ 50a  〈経営面積〉 160a  〈労働時間〉 3,700 時間  〈所得〉 586万円</p>	<p>・耐候性ハウスの導入 ・作型の適正化による大玉生産、小玉生産 ・土づくりによる品質向上、安定生産 ・高品質生産に向けた栽培管理の徹底 〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン  循環扇</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>



<p>露地みかん ＋ 春夏スイカ</p>	<p>〈作付面積〉 スイカ 150a みかん 100a  〈経営面積〉 250a  〈労働時間〉 4,900時間  〈所得〉 587万円  〈雇用時間〉 2,000時間</p>	<p>・園内道路整備及びスピードスプレイヤー導入による省力化 ・マルチ栽培による高品質果実生産 ・露地ミカンとの組み合わせによる労働力の訂正配分 〈資本装備〉 スピードスプレイヤー 防風ネット 園内道路 園内作業道 灌水施設 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン 循環扇</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>露地みかん ＋ ハウスみかん ＋ 春夏スイカ</p>	<p>〈作付面積〉 露地みかん100a ハウスみかん 30a スイカ 60a  〈経営面積〉 190a  〈労働時間〉 4,600時間  〈所得〉 603万円  〈雇用時間〉 2,000時間</p>	<p>・園内道路整備及びスピードスプレイヤー導入による省力化 ・マルチ栽培による高品質果実生産 ・露地ミカンとの組み合わせによる労働力の訂正配分 〈資本装備〉 スピードスプレイヤー 防風ネット 園内道路 園内作業道 灌水施設 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 多重被覆 循環扇</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>

<p>地 みかん + デコポン + 春夏 スイカ</p>	<p>〈作付面積〉 露地みかん100a デコポン 30a スイカ 50a</p> <p>〈経営面積〉 180a</p> <p>〈労働時間〉 3,900時間</p> <p>〈所得〉 705万円</p> <p>〈雇用時間〉 2,000時間</p>	<p>・園内道路整備及びスピード スプレイヤー導入による省力化</p> <p>・マルチ栽培による高品質果 実生産</p> <p>・露地ミカンとの組み合わせ による労働力の訂正配分</p> <p>〈資本装備〉 スピードスプレイヤー 防風ネット 園内道路 園内作業道 灌水施設 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 多重被覆 循環扇</p>	<p>・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る</p> <p>・青色申告の実 施</p> <p>・経営管理の合 理化を図るため 情報処理機器〈 パソコン〉の導 入</p> <p>・経営体質強化 のための自己資 本の充実</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入</p> <p>・労災保険等の加 入</p> <p>・農繁期の臨時雇 用の確保</p>
<p>施 設 キ ク</p>	<p>〈作付面積〉 施設キク 80a</p> <p>〈経営面積〉 80a</p> <p>〈労働時間〉 6,500時間</p> <p>〈所得〉 590万円</p>	<p>・養液土壌栽培による省力化 及び高品質生産</p> <p>・省力品種（芽なしキク等） の導入による省力化</p> <p>・優良品種への選定導入</p> <p>〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 養液土耕装置 灌水施設 冷蔵庫 電照・シェード施設</p>	<p>・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る</p> <p>・青色申告の実 施</p> <p>・経営管理の合 理化を図るため 情報処理機器〈 パソコン〉の導 入</p> <p>・経営体質強化 のための自己資 本の充実</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入</p> <p>・労災保険等の加 入</p> <p>・農繁期の臨時雇 用の確保</p>
<p>キ ク + 春夏 スイカ</p>	<p>〈作付面積〉 キク 40a スイカ 80a</p> <p>〈経営面積〉 120a</p> <p>〈労働時間〉 5,100時間</p> <p>〈所得〉 587万円</p>	<p>・耐候性ハウスの導入</p> <p>・作型の適正化による大玉生 産</p> <p>・土づくりによる品質向上、 安定生産</p> <p>・高品質生産に向けた栽培管 理の徹底</p> <p>〈資本装備〉 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 二重カーテン、循環扇</p>	<p>・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る</p> <p>・青色申告の実 施</p> <p>・経営管理の合 理化を図るため 情報処理機器〈 パソコン〉の導 入</p> <p>・経営体質強化 のための自己資 本の充実</p>	<p>・家族経営協定の 締結に基づく給料 制、休日制の導入</p> <p>・労災保険等の加 入</p> <p>・農繁期の臨時雇 用の確保</p>

<p>水 稲 + タバコ</p>	<p>〈作付面積〉 水稲 200a タバコ 180a  〈経営面積〉 380a  〈労働時間〉 3,400 時間  〈所得〉 598万円</p>	<p>水稲 ・主要作業の生産組織への委託 ・緩効性肥料による追肥の省力化 ・生産組織オペレーターとして参加 タバコ ・自動収穫機による収穫の省力化 ・受委託乾燥施設による乾燥の省力化 ・自走式移植機の導入と省力化  〈資本装備〉 自動収穫機 自走式移植機 乾燥施設</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
--------------------------	--	--	---	--

酪農	<p>〈飼育頭数〉          経産牛 50頭          未經産牛 15頭</p> <p>〈作付面積〉          飼料作物 700a</p> <p>〈労働時間〉          5,700 時間</p> <p>〈所得〉          749万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年サイレージを基本としたTMR体系及びロールベアラ・ベールラップ体系による粗飼料生産</li> <li>・ 牛群検定、検定済種雄の利用受精卵移植</li> <li>・ 暑熱対策等地域環境となじむ施設の改善と整備</li> <li>・ 家畜糞尿の有効利用</li> </ul> <p>〈資本整備〉          牛舎          バルク室          運動場          堆肥舎          トラクター他飼料生産 機械一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</li> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入</li> <li>・ 経営体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 労災保険等の加入</li> <li>・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・ 農繁期の臨時雇用の確保</li> <li>・ ヘルパーの利用</li> </ul>
肉用牛一貫	<p>〈飼育頭数〉          繁殖牛 45頭          肥育牛 70頭</p> <p>〈作付面積〉          飼料作物 500a</p> <p>〈労働時間〉          4,100 時間</p> <p>〈所得〉          635万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家配合によるコスト低下と粗飼料自給率の向上</li> <li>・ 受精卵移植技術による繁殖牛管理と肉質重視型の肥育方式</li> <li>・ 衛生管理技術の向上による育成率の向上と事故率の低下</li> <li>・ 肥育期間の短縮と資金回転率の向上による経営改善</li> <li>・ 家畜糞尿の有効利用</li> </ul> <p>〈資本整備〉          牛舎          管理棟          堆肥舎          トラクター他飼料生産 機械一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</li> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入</li> <li>・ 経営体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・ 労災保険等の加入</li> <li>・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善</li> <li>・ 農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

<p>肉用牛 肥育</p>	<p>〈飼育頭数〉 肥育牛 150頭</p> <p>〈作付面積〉 飼料作物 100a</p> <p>〈労働時間〉 3,100 時間</p> <p>〈所得〉 666万円</p>	<p>・経営管理システムの確立 ・肥育期間の短縮と資金回転率の向上による経営改善 ・家畜糞尿の稲わらに交換による有効利用 ・飼料自給率の向上 ・衛生管理技術の向上による事故率の低下</p> <p>〈資本整備〉 牛舎 管理棟 堆肥舎 トラクター他飼料生産機械一式</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>養豚 一貫</p>	<p>〈飼育頭数〉 母豚 100頭 種雄豚 5頭 肥育豚1,000頭</p> <p>〈労働時間〉 4,000 時間</p> <p>〈所得〉 696万円</p>	<p>・系統豚の利用促進による低コスト生産 ・出荷肉豚上物率と斉一性の向上 ・飼養管理技術、環境改善による年間肉豚出荷頭数の向上 ・家畜糞尿の有効利用</p> <p>〈資本整備〉 肥育豚舎 繁殖豚舎 分娩豚舎 糞尿処理場 飼料タンク トラック 堆肥舎</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>水稲 + 麦 + 大豆</p>	<p>〈作付面積〉 水稲 6ha 麦 15ha 大豆 5ha</p> <p>〈経営面積〉 15ha</p> <p>〈労働時間〉 3,500 時間</p> <p>〈所得〉 584万円</p>	<p>・早中晩生品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散 ・高精度発生予察による適期防除の推進 ・緩効性肥料による追肥の省力化〈基肥一発処理〉</p> <p>〈資本整備〉 トラクター (50ps) 1台 コンバイン (4条刈り) 1台 田植機 (6条植え) 1台 動力管理機 1台 動噴 1台</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器〈パソコン〉の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>

[法人経営]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
みかん	〈作付面積等〉 みかん 200a  〈経営面積〉 200a  〈労働時間〉 9,700 時間  〈所得〉 1,573万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の生産・加工による魅力ある高付加価値型多角経営</li> <li>・新技術導入による低コスト</li> <li>・高品質農産物の生産</li> <li>・農作業・収穫体験による地域との連携</li> <li>・消費者の声を反映した運営</li> </ul> 〈資本装備〉 スピードスプレイヤー スプリンクラー 選果機 鋼管連棟ハウス 暖房機 自動開閉装置 無人防除機 灌漑施設 多重被覆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理の合理化を図るためのパソコンの導入</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善整備</li> <li>・農繁期における臨時雇用の確保</li> </ul>
養豚	〈飼育頭数〉 母豚 220頭 種雄豚 10頭 肥育豚 2200頭  〈労働時間〉 8,800 時間  〈所得〉 1,530万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPF豚による効率的大規模経営</li> <li>・SPF豚導入</li> <li>・ウインドレス豚舎</li> <li>・家畜糞尿の有効利用</li> </ul> 〈資本装備〉 ウインドレス鉄骨スレート豚舎 クーリングシステム堆肥舎 肥育豚舎 繁殖豚舎 分娩豚舎 糞尿処理場 飼料タンク トラック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理の合理化を図るためのパソコンの導入</li> <li>・経営の体質強化のための自己資本の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善整備</li> <li>・農繁期における臨時雇用の確保</li> </ul>

酪農	〈飼育頭数〉 経産牛 110頭 未經産牛 20頭  〈労働時間〉 9,600 時間  〈所得〉 1,499万円	・省力的施設・機械による効率的な大規模経営 ・フリーストール、ミルクパラー導入による省力化 ・ヘルパー利用による定休日確保 〈資本装備〉 フリーストール ミルキングパラー 自給飼料生産機械一式 堆肥舎	・経営管理の合理化を図るためのパソコンの導入  ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・労働環境の快適化のための農作業環境の改善整備 ・農繁期における臨時雇用の確保
----	---	---	---	--

[協業経営]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲 + 麦 + 大豆	〈作付面積等〉 水稲 12ha 麦 18ha 大豆 8ha  〈経営面積〉 20ha  〈労働時間〉 5,000 時間  〈所得〉 999万円	・早中晩生品種の適切な組み合わせによる労働分散及び危険分散 ・高精度発生予察による適期防除の推進 ・緩効性肥料による追肥の省力化 〈資本装備〉 トラクター（50ps）2台 コンバイン（4条刈り）1台  田植機（8条植え）1台 乗用管理機 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理機器（パソコン）の導入 ・経営体質強化のための自己資本の充実	・給料制の導入 ・休日制の導入 ・労災保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稻 + 麦 + 大豆	<作付面積> 水稻=300a 麦=500a 大豆=200a <経営面積> 1000a	<資本装備> トラクター セル苗移植機 管理機 運搬機 <その他> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・圃場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稻 + 冬キャベツ	<作付面積> 水稻=280a 冬キャベツ=180a <経営面積> 460a	<資本装備> トラクター セル苗移植機 管理機 運搬機 <その他> ・キャベツと水稻の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・ネコブ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・水稻は営農組織へ委託 ・自家労働力中心で収穫時に臨時雇用		



<p>水稲 + 冬トマト</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲=60a 冬トマト=30a &lt;経営面積&gt; 90a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 連棟ハウス 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 トラクター &lt;その他&gt; ・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・雇用労力の活用（臨時雇用） ・水稲は営農組織に委託</p>	<p>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>水稲 + 冬春キュウリ + 夏秋キュウリ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲=100a 冬春キュウリ=10a 夏秋キュウリ=10a &lt;経営面積&gt; 120a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 単棟ハウス トラクター 管理機 &lt;その他&gt; ・収穫調整に雇用労働力活用 ・水稲は営農組織に委託</p>		
<p>水稲 + タマネギ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稲=450a タマネギ=50a &lt;経営面積&gt; 500a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 管理機 &lt;その他&gt; ・収穫調整に雇用労働力活用 ・水稲は営農組織に</p>		

<p>水稻 + 春夏スイカ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稻=90a 春夏スイカ=60a &lt;経営面積&gt; 150a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 連棟ハウス トラクター &lt;その他&gt; ・雇用労力の活用（臨時雇用） ・水稻は営農組織に委託</p>	<p>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>水稻 + 秋冬メロン + 夏春メロン</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稻=50a 秋冬メロン=20a 春夏メロン=40a &lt;経営面積&gt; 110a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 &lt;その他&gt; ・作期（秋冬）の分散 ・ウイルス病（退緑黄化病）対策の徹底 ・雇用労力の活用（臨時雇用） ・水稻は営農組織に委託</p>		
<p>水稻 + 夏秋ホウレンソウ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 水稻=40a 夏秋ホウレンソウ=30a &lt;経営面積&gt; 70a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; トラクター 単棟ハウス 真空播種機 管理機 &lt;その他&gt; ・作型（作期）の分散 ・播種機利用による省力化 ・収穫調整に雇用労働力活用 ・水稻は営農組織に委託</p>		

冬春ナス	<作付面積> 冬春ナス=12a <経営面積> 12a	<資本装備> 連棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 内張カーテン <その他> ・耐侯性ハウスの導入 (一部) ・購入苗の利用	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
冬春トマト	<作付面積> 冬春トマト=11a <経営面積> 11a	<資本装備> 連棟ハウス 内張カーテン、暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 <その他> ・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・雇用労力の活用（臨時雇用）		
冬春ミニトマト	<作付面積> 冬春ミニトマト=10a <経営面積> 10a	<資本装備> 連棟ハウス 内張カーテン、暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 <その他> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・雇用労力の活用（臨時雇用）		

イチゴ	<作付面積> イチゴ=12a <経営面積> 12a	<資本装備> 連棟ハウス 暖房機ハウス 自動開閉装置 予冷庫 育苗施設 <その他> ・ベンチ育苗 ・共同作業（ビニル張り）	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
春夏メロン + 秋冬メロン	<作付面積> 春夏メロン=45a 秋冬メロン=40a <経営面積> 85a	<資本装備> 連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 ハウス自動開閉装置 <その他> ・作期（秋冬）の分散 ・ウイルス病（退緑黄化病）対策の徹底 ・雇用労力の活用（臨時雇用）		
春夏スイカ + 夏秋キュウリ	<作付面積> 春夏スイカ=55a 夏秋キュウリ=10a <経営面積> 65a	<資本装備> 単棟ハウス <その他> ・ウイルス病（退緑黄化病）対策の徹底 ・雇用労力の活用（臨時雇用）		

<p>うんしゅう みかん</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 極早生=50a 早生=70a 普通=50a &lt;経営面積&gt; 170a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 防風ネット 動力噴霧器 余措・貯蔵庫 園内作業道 &lt;その他&gt; ・極早生、早生、普通 温州の組み合わせ ・マルチによる園地水分の調整 ・スプリンクラー、動 噴防除の組合せ ・雇用労力の活用（臨 時雇用）</p>	<p>・簿記記帳等の 活用による経営 の自己分析能力 の向上 ・青色申告の実 施 ・経営の体質強 化のための自己 資本の充実</p>	<p>・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・労災保険等へ の加入・労働環 境の快適化のた めの農作業環境 の改善 ・農繁期の臨時 雇用の確保</p>
<p>うんしゅう みかん + 不知火</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 極早生=30a 早生=40a 普通=30a 不知火=20a &lt;経営面積&gt; 120a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 防風ネット 動力噴霧器 余措・貯蔵庫 園内作業道 多目的スプリンクラ ー &lt;その他&gt; ・極早生、早生、普通 温州の組み合わせ ・マルチによる園地水分の調整 ・スプリンクラー、動 噴防除の組合せ ・雇用労力の活用（臨 時雇用） ・苗木は大苗育成（自 家育成）</p>		

<p>キク</p>	<p>〈作付面積〉 電照ギク=10a 秋ギク=25a 〈経営面積〉 35a</p>	<p>〈資本装備〉 連棟ハウス・暖房機 管理機 動力噴霧器 冷蔵庫2坪 選花機 電照・シェード施設 防虫ネット・循環扇 〈その他〉 ・育苗作業の一部外部化（購入苗利用） ・施肥、かん水作業の省力化 ・省力品種（無側枝性品種）の導入 ・低温開花性品種の導入 ・省力防除技術、省電力ランプの導入 ・雇用労力の活用（臨時雇用）</p>	<p>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
-----------	---	--	--	--

<p>宿根カスミソウ</p>	<p>&lt;作付面積&gt; 宿根カスミソウ =30a &lt;経営面積&gt; 30a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 連棟ハウス・暖房機 管理機、播種機 動力噴霧器 冷蔵庫2坪 液肥混入機 防虫ネット・循環扇 &lt;その他&gt; ・育苗作業の外部化 (購入苗利用) ・高温伸長性品種の導入による作型拡大 ・電照と蒸しこみ技術による開花調節技術の導入 ・出荷調整作業等の外部化 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労力の活用(臨時雇用)</p>	<p>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
<p>肉用牛肥育</p>	<p>&lt;飼育頭数&gt; 肥育牛=65頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 肥育牛舎650㎡ 堆肥舎 330 ㎡ &lt;その他&gt; ・肥育期間20ヶ月 ・枝肉重量470kg(枝肉歩留63%) ・A4級以上枝肉割合50%以上 ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換</p>		

肉用牛繁殖	<p>&lt;飼育頭数&gt; 繁殖牛 =22 頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 群飼連動スタンション 畜舎330㎡ 堆肥舎130㎡ &lt;その他&gt; ・牛房群飼 ・分娩間隔13.7ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による 休日確保</p>	<p>・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保</p>
酪農	<p>&lt;飼育頭数&gt; 酪農=20 頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 運動場 堆肥舎 バークリーナー コーンハーベスター モアーコンディショナー ロールベイラー &lt;その他&gt; ・環境保全対策の強化 ならびに、土地および 処理施設に見合った 飼養規模の徹底</p>		
養豚	<p>&lt;飼育頭数&gt; 養豚=45 頭</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 豚舎 堆肥舎 ホイルローダ ガブスルーダ &lt;その他&gt; ・環境保全対策の強化 ならびに、土地および 処理施設に見合った 飼養規模の徹底</p>		



第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用その集積に関する目標  
 標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p>面積のシェア 60% (熊本、富合、城南、植木地区)</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

- ① 熊本地区では、ナス、スイカ、メロン等を中心とした施設園芸と、水稻による土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。
- ② 富合地区は、メロン、きゅうり等を中心とした施設園芸と水稻による複合経営の割合が高く、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが存在し、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。
- ③ 城南地区では、稲作、麦、大豆を主体とする土地利用型農業ときゅうり、メロン、トマト等の施設園芸との複合経営の割合が高く、認定農業者、集落営農組織を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。また、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、スムーズに担い手に利用集積されない農地の一部遊休化したものが増加傾向にある。
- ④ 植木地区の圃場整備が済んでいる既設田地域では、水稻を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、植木台地の開田地域では、スイカ栽培を中心とした施設園芸が盛んで、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化により空きハウスが目立ち始めており、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

さらに、吉次パイロット地区をはじめ、地区西南部の山腹や台地を利用してミカンを中心とした果樹園も盛んであるが、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化等により利用集積が進まず、一部遊休化した農地が増加傾向にある。

## (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

## (3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

本市の農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び担い手協議会等による連携体制を整備する。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、熊本県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本市では、ほ場整備事業の実施が進められる地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

また、水田の汎用化に伴い、施設園芸を積極的に推進するとともに、既存施設についても各種補助事業や制度資金を活用し、施設の団地化や施設の高度化を図るように努める。

イ 本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農業生産法人以外の法人等」という。）を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近

い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農業生産法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることが

できるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期

とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体が、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、（５）の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条

件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
  - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
  - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、市町村の長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 熊本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸



借が解除されたものとする。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥施設、旧町村単位で行われている場合は当該単位）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を熊本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の

申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度が、その周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は、農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県央広域本部農林部農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （１）農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 本市は、県下一円を区域として特例事業を行う（公財）熊本県農業公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を

図る。

- ② 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 本市は、地域農業の活性化を図り、健全な農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、県央広域本部農林部農業普及・振興課、農業委員会等の職員、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや県央広域本部農林部農業普及・振興課、J A熊本市、J A熊本うき、J A鹿本などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、本市での就農に向けた情報（研修に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって熊本県立農業大学校や県央広域本部農林部農業普及・振興課、農業委員、指導農業士、J A熊本市、J A熊本うき、J A鹿本等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの際、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために熊本市農業後継者クラブへの加入を促すとともに、熊本市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、本市が設置する農産物直売所への出荷の促進、先進地視察研修やパソコンを活用した農業簿記研修の開催などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、県央広域本部農林部農業普及・振興課、J A組織、認定農業者や指導農業士等、

農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、これまで兼業農地や高齢農家等から認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。また、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが緊急の課題となっている。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、②地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、③農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた本市全域を対象として行うことを基本とする。

② 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地保有及び利用の状況、農作業の実施状況等から、実施主体が農地利用集積円滑化事業を適切に実施することができると思込まれる一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、本市が市全体における事業実施地域の調整を行う。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### （1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

#### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又

は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地の利用集積を円滑にするため、農地中間管理機構との連携強化を図り、利用権設定や所有権の移転を促進する。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手方とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこととする。

② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。

③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。



② 農用地等の借賃については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。

② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

## 第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 23 年 8 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

## 別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 熊本地区の存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>1-2 富合地区は存続期間6年（農業者年金制度関連の場合は11年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>1-3 城南地区は存続期間3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきA町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1-4 植木地区は存続期間10年（農業者年金制度関連の場合は3年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でないと認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>			

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。